

企諮問第1号

茨城県総合計画審議会

社会経済情勢の変化に的確に対応し、県勢のより一層の発展と安全・安心な社会づくりを目指し、平成23年度からの県政運営の基本方針となる新しい県総合計画を策定したいので、茨城県総合計画審議会条例（平成6年茨城県条例第4号）第2条第1項の規定により意見を求める。

平成21年12月15日

茨城県知事 橋本 昌

## 諮 問 理 由

県は、平成18年3月に新茨城県総合計画を策定（計画期間：平成18年度～22年度）し、競争力あふれる産業大県「活力あるいばらき」、安心・安全で快適な「住みよいいばらき」、充実した教育が行われ個性や能力が発揮できる「人が輝くいばらき」を目指して、さまざまな施策を総合的に推進している。

この間、広域交通ネットワークなどの県土の発展基盤づくりを進めるとともに、産業の活性化・企業の誘致等による働く場所の確保、さらには、保健、福祉、医療の充実や身近な生活環境の整備、人づくりやスポーツ・文化の振興など、県勢の発展と県民生活の向上に努めてきたところである。

しかしながら、米国発の金融危機は今や世界的な経済危機に発展し、地球規模での環境問題もますます深刻化している中で、国内では少子化に伴う本格的な人口減少社会が到来するとともに、急速な高齢化の進展が見られるほか、日常生活への不安や安全・安心志向が高まるなど、社会経済情勢は大きく変化している。本県においても、厳しい経済情勢が続く中で、雇用はもとより、医療や介護、子育て、環境問題など県民生活に関わる多くの課題が顕在化している。

このような状況を踏まえ、本県の特性や資源を活用し、産業の活性化を引き続き進めながら、その成果を活かし、医療・福祉・教育・生活環境などが充実した、人が輝く元気で住みよいい茨城づくりに取り組むため、平成23年度からの県政運営の基本方針となる総合計画の策定を求めるものである。